

伊勢原市大原町自治会規約

改正：平成30年5月26日

第一章 総 則

- 第1条 この会は大原町自治会といい、大原町に居住及び営業する者で構成する。
- 第2条 この会の事務所は会長宅に置く。
- 第3条 この会は会員相互の親睦を図るとともに、その福祉を増進し、生活の向上を念願して積極的に協力し、自治会の発展を期することを目的とする。

第二章 機 関

- 第4条 この会に次の機関をおく。
役員会 組長会 総会
- 第5条 役員会はこの会の目的を達成するために、担当委員制により、民主的に運営する。
- 第6条 組長会は役員会より付託された事項を審議決定し、これに協力する。
- 第7条 総会はこの会の最高議決機関である。

第三章 役 員 会

- 第8条 この会に次の役員をおき、19名以内とする。
- (ア) 会長（1名） 副会長（3名） 会計（5名） 環境整備委員（3名）
氏子委員（2名） 衛生委員（3名） 文化体育委員（3名）
- (イ) 会計監査委員（3名）は年度初めに組長より互選する。
- 第9条 役員を選出は次の方法によりおこなう。
- (ア) 役員改選の前年12月、組長会において、組長の中から5名の指名委員を互選する。さらに、自治会長は役員会に諮って会員の中から指名委員3名を推薦し、合わせて8名とする。
- (改正平成30年5月26日)
- (イ) 指名委員は指名委員会を構成し、委員長を互選する。
- (ウ) 指名委員会はあらゆる分野より検討し、役員を選出決定する。
- (エ) 役員決定は、2月中に終了するものとする。
- (オ) 指名委員長は役員決定後、速やかに会長に報告する。
- (カ) 指名委員会は定数役員が決定した後、解散する。
- (キ) 会長は役員名を3月中に組長会に報告する。
- 第10条 役員の任期は改選年の4月1日より、翌々年の3月31日までとし、再選は妨げない。
- 第11条 役員に欠員が生じた場合は、役員会で選出し、組長会に報告する。
- 第12条 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第13条 会長、副会長、会計及び各担当は、役員会で互選により決定する。
- 第14条 役員及び会計監査委員の任務は、大要次のとおりとする。
- (ア) 会長は会を統括し、役員会、組長会及び総会の招集並びに自治会全般にわたる通知連絡をおこなない、十分な意見の交換を図り、円滑な運営に努める。

- (イ) 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。
- (ウ) 会計はこの会の全ての金銭収支の業務をおこなう。
- (エ) 環境整備委員は、道路、側溝及び街路灯関係の維持運営にあたる。
- (オ) 氏子委員は、八幡神社の祭典施行、道祖神その他神社に関連する一切をおこなう。
- (カ) 衛生委員は、各種の消毒、側溝清掃及び可燃物、不燃物の収集等に関する一切をおこなう。
- (キ) 文化体育委員は、体力づくり、祭典、盆踊り等の行事をおこなう。
- (ク) 児童館の運営は会長をはじめ各役員があたり、館内外の整備、補修及び他の公園の整備等をおこなう。
- (ケ) 会計監査委員は年度末において事業報告及び決算書等に基づき監査する。

第四章 会 計

第15条 本会の運営費は会費並びに補助金、賛助金、寄付金等をもってあてる。

(ア) 会費は次のとおり区分する。但し事情により考慮することができる。なお、次に示す金額は月額とする。

- (1) 特別世帯 別に定める
- (2) 商店事務所 500円以上
- (3) 基準世帯 400円以上
- (4) アパート世帯者 350円以上
- (5) アパート単身者 250円以上
- (6) 会員外の駐車場 10台以上は500円以上、9台以下は300円以上

(イ) 会費は組単位で組長が当月分を徴収し、10日までに会計に納入する。半年分あるいは1年分まとめた納入もできる。

(ウ) 会費は次のものを含む。

- (1) 商和会、子ども会、寿会、婦人会、消防団等の助成金
- (2) 共同募金、日赤募金、年末助け合い負担金等
- (3) 街路灯料金
- (4) 氏子費
- (5) 児童館維持運営費
- (6) その他（役員会が承認したもの）

第16条 この会計年度は毎年4月1日より翌年の3月31日までの1ヵ年とする。

第五章 組 長 会

第17条 組長の任期は毎年4月1日より翌年の3月31日までの1ヵ年とする。

第18条 この会の諸行事遂行にあたっては、組長の輪番制をもってあてる。

第19条 組長会は事業計画に基づいておこない、通常土曜日に開催する。但し必要が生じた場合は随時おこなう。

第六章 総 会

第20条 総会は年1回、原則として5月末日までにおこない、臨時総会は必要に応じて開催する。

第21条 総会は組長（新・旧出席者）の過半数（委任状を含む）をもって議事を決する。

第22条 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び決算に関すること
- (2) 事業計画及び予算に関すること
- (3) 規約に関すること
- (4) その他会長が必要と認めること

【 附 則 】

1. 役員、組長が行事遂行のために要した費用は、実費を自治会で負担する。
2. 任期中の役員及び組長が病気又は負傷等で2週間以上入院された場合は5,000円程度の見舞いをする。
3. 会員（同居する家族を含む）が死亡したときは会長は全会員に連絡し、5,000円の弔慰金をもって葬儀に参列する。但し、会員の家族が別地域に居住している場合であっても要請があれば全会員に連絡することができる。
4. 役員が任期満了又は自己の都合その他により退任したときは、感謝状及び記念品を贈呈する。但し、記念品については在任期間を考慮する。
5. 会長は役員及び組長に連絡通知するための有給連絡員をおくことができる。
6. 規約に定める以外で必要と認めたときは、役員会に諮り決定することができる。

【 注 】

- ◎ この規約の改廃については総会に諮り承認を得る。
- ◎ この規約は昭和44年3月1日より実施する。
- ◎ この規約は昭和47年4月1日一部改正する。
- ◎ この規約は昭和49年4月1日一部改正する。
- ◎ この規約は昭和51年7月17日一部改正する。
- ◎ この規約は昭和57年4月24日一部改正する。
- ◎ この規約は昭和58年4月29日一部改正する。
- ◎ この規約は昭和63年4月30日一部改正する。
- ◎ この規約は平成6年6月4日一部改正する。
- ◎ この規約は平成19年5月19日一部改正する。
- ◎ この規約は平成30年5月26日一部改正する。

【参 考】平成30年5月26日の改正前の文言は次の通りです。

第9条 役員を選出は次の方法によりおこなう。

(ア) 役員改選の前年12月、組長会において、組長の中から8名の指名委員を互選する。

—以下省略—